

# 近代日本の技術革新を支えたミュージアム —大阪府立商品陳列所に見る陳列所の一側面— Museum that Helped Technological Innovation in Modern Japan - A Case Study of the Osaka Commercial Museum -

三宅 拓也\*  
MIYAKE Takuya

陳列、博物館、農商務省、発明、特許  
exhibition, museum, ministry of agriculture and commerce, invention, patent

## 要旨

大阪府立商品陳列所は明治23年に開所した本邦初の商品陳列所である。欧米の商業博物館を模範として計画されたが、初期においては工業試験を、移転した大正期以後においては発明考案の補助を行うなど、市民の技術革新をも支援した。大阪府立商品陳列所がこれらの活動を行うに至った背景には、農商務省が「興業意見」に示した勸業政策の存在を指摘できる。商工業ミュージアムともいえるその活動は、当初農商務省が思い描いていた理想の陳列所像であり、近代日本の技術革新を間接的に支えた重要な存在であったといえる。

## はじめに

概して技術革新は専門技術者の日々の研究を通して起こったといえるが、市井の人々のなかから起こった技術革新があることも忘れてはならない。近代日本において、専門技術者は大学や企業の研究所のなかで最新の専門資料に触れ研鑽を積むことができた。しかし、それらとは縁遠い市井の人々にとって、知識の源泉となる図書やモノと実際に対峙できる場所はミュージアム<sup>1)</sup>であった。人々はミュージアムで技術や歴史、経済社会の需要を学び、その意欲を掻き立てることで専門技術者とは異なる視座から技術革新と向き合ったのである。

明治から昭和戦前期の日本において、“物産陳列所”や“商品陳列所”などと呼ばれる施設が存在していたことはあまり知られていない<sup>2)</sup>。それらは勸業政策の一環として、または経済政策の一環として、主に地方自治体により設置された施設である<sup>3)</sup>。これらの陳列所は地域製品や参考品の展示と、経済情報の調査研究を主な業務としたが、この他にも陳列所が行った業務は多岐にわたる。なかには特許品の展示や、発明考案の援助を行い、経済界・産業界をはじめ社会教育に多大な貢献を果たした陳列所もあった。これらの陳列所は、言い換えるならば、極めて実践的な商工業ミュージアム<sup>4)</sup>である。それらは多岐にわたる業務を通して地域産業の底上げに貢献し、在来産業の技術革新を陰で支えた社会教育施設とし

て、極めて重要な存在であったといえる。

明治期のミュージアムが議論されるとき、多くの場合その話題の中心は「中央」の博物館である<sup>5)</sup>。殖産興業のための博覧会から出発した上野の博物館は、その所管が農商務省から宮内庁へ移ったのを期に次第に皇室の宝物館としての性格を強めていく。一方で、「地方」においても博覧会や共進会を契機として博物館が設置される例が散見される<sup>6)</sup>。しかし、これらの設置には殖産興業の意図が強く、次第に物産陳列所等へ移行していった。陳列所は常に地域社会と関わり産業発展を目指したため、共進会と並び発達し明治末期にはほぼ全国に普及する。出発点は類似しているが、博物館が国威を示す装置として利用され、地域社会と距離があったために地方への普及が遅れた点とは大きな違いがあるといえよう。

本稿ではそれらの陳列所のなかでも、最も活発な活動を行い、設立以後、陳列所の指導者的立場でもあった大阪府立商品陳列所を取り上げる。大阪府立商品陳列所は本邦において初めて実現した近代的な商品陳列所である。それ故に国の援助を多く受けており、その設立には農商務省の献身的な補助が指摘されている。わが国の陳列所を考える上で欠くことのできない最重要ともいえる事例を考察することで、所謂「陳列所」が近代日本の技術革新にどのように寄与し、社会教育を担うミュージアムとして産業の発展を支えた足跡を明らかにすることが本稿の目的

\* 京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科 博士後期課程

\* Postgraduate Student, Dept. of Architecture and Design, Graduate school of Science and Technology, Kyoto Institute of Technology.

である。その上で近代日本における陳列所の意義を再評価するひとつの指標を示したい。

## 1. 大阪府立商品陳列所の設立

大阪府が商品陳列所の設立に向けて動き出したのは明治22年3月のことである<sup>7)</sup>。その設立経緯を辿ると、これまでの陳列所とは異なり独自の経緯を経たことがわかる。大阪府立商品陳列所は当時欧州において流行し、対外貿易政策において著しい成果を挙げていた「商業博物館」として計画された。大阪府立商品陳列所の設立計画は、知事から委託された府下の有力な商工業者（商議員）と、府庁内に設けられた大阪府立商品陳列所建設委員によって進められた。この建設委員は府内の商工技師を中心に組織されたが、国の各省からも職員が派遣されており、国としてその設立を補助したことが窺える<sup>8)</sup>。

施設計画の立案に先立ち、建設委員会は欧米における商品陳列所や商業博物館の制度を調査している。その結果、当時世界最大と謳われたブリュッセル商業博物館に範をとって施設計画が行われた<sup>9)</sup>。大阪府立商品陳列所は「主に我物産の輸出を増進し又外国品を輸入するの便利を図り兼て内地商業の発達を助け府下の工業を拡張改良すること」<sup>10)</sup>を目的とし、その大部分はブリュッセル商業博物館のそれと同様である<sup>11)</sup>。しかしここで注目すべきは最後の一節であり、大阪府立商品陳列所は工業を拡張改良するという目的を果たすため「分析試験」という独自の機能を持つに至った<sup>12)</sup>。明治23年、大阪府立商品陳列所は貿易を主眼に置いた商業博物館を模範としながら工業奨励をもうひとつの使命として、堂島河畔の「朝陽館」跡の地に華々しく開所した<sup>13)</sup>。

## 2. 大阪府立商品陳列所の工業試験部

分析試験を行う「分析試験室」として出発した大阪府立商品陳列所の工業奨励だが、陳列所自体の拡大に併せて、その規模と内容を変化させていった。明治29年に「簡易工業試験部」となり業務の幅を広げている。陳列所本館の一室であった試験部だが、明治32年には構内に独立した建物を建ててその用に充て、翌33年に「工業試験部」と名称を変えている。この試験部は技師控室、応接室、分析室、天秤室、薬品室によって構成されていた。分析試験は主に化学的商品や鉱物などを対象に、定量分析と定質分析が行われた。試験には府の技師があたり、分析依頼者は内容によって定められた料金を前納する仕組み

であった<sup>14)</sup>。また分析試験を行わなくとも府下の専門技師に対して質疑をなすことができ、工業に関する知識教授の場ともなった。技師は商品陳列所の主催する実業談話会でも度々講演して製造方法や製品の改良について説くなど、多くの場面で工業の啓蒙に努めている。工業試験の成績は大阪府立商品陳列所が発行する報告書に記載されることもあり、府下の当業者に広く利用された<sup>15)</sup>。

大阪府立商品陳列所の工業補助から生まれたものとして「模造真珠」を挙げるができる<sup>16)</sup>。これは「人造真珠」として改良を重ね、現在に至るまで大阪府泉佐野市を中心とした地場産業として続いており、大阪府立商品陳列所で生まれた新たな技術が、地域産業に確かな足跡を残したといえる。

大阪府立商品陳列所における工業奨励の活動は技術面以外にも及び、工業に従事する府下の技術者を中心とした団体「丁酉倶楽部」を結成するにまで至った<sup>17)</sup>。大阪府立商品陳列所は工業従事者に社交の場を提供し、公私共に工業者の育成とその充実を補助したのである。

## 3. 第2次大阪府立商品陳列所による発明奨励

堂島河畔にて活動していた大阪府立商品陳列所であったが、明治42年7月に大阪市北区を襲った大火により不運にもその大部分を焼失し、仮事務所への移転を余儀なくされる。仮事務所では事務を行うに留まり、陳列所本来の業務は停滞した。大正に入り新知事の就任を期としてようやく再築計画が動き出し、事前調査の後、再築される運びとなった<sup>18)</sup>。大正6年、新しい陳列所はかつての土地ではなく商工業の中心地ともいえる本町橋東詰の府立博物場の地に新築移転し、陳列所として再開を果たした。移転先の立地を巡っては陳列所の主な利用者である商工業者の利便性が考慮されている<sup>19)</sup>。なお、本稿において移転前後の大阪府立商品陳列所を区別するため、移転後を第2次大阪府立商品陳列所と記す。

第2次大阪府立商品陳列所は、その敷地の広さも、建物規模も、前代を大きく上回るものであり、「海外ノ最モ新シイ方式ヲ参酌」<sup>20)</sup>した商品陳列所であった。したがって、その業務内容も大きく改変された点が少なくない<sup>21)</sup>。工業奨励の活動に限定して述べると、第2次大阪府立商品陳列所の特徴は、工業試験という直接的な方法から、最新の参考品を展示紹介しその啓蒙を図るといった間接的な方法へ力点が移っている。大阪府立商品陳列所の大きな役割のひ

とつであった工業試験部が廃され<sup>23)</sup>、最新の機械・器具類を展示する「機械館」が設置されたのである。これまで、参考品の一部として機械類が展示されることもあっただろうが、ここでは機械専門の陳列館が用意され、陳列所の力の入れようを窺える。機械館での展示を通して工業者に最新の技術を示し、工業意欲の興隆を期待したのである。

大正8年に開催された優良品展覧会を期に、機械館は発明館へと改められた<sup>23)</sup>。これは単なる名称変更ではなく、大阪の商工業政策を反映し大阪府立商品陳列所の面子をかけて設置したものであった。幾多の戦争を経て機械工業の著しい発展をみた産業界であったが、この頃になるとその反動を受け停滞気味であり、産業の発展が新技術の開発、発明に期待されたのである。大阪府立商品陳列所における発明考案に関する活動内容は次のように定められており、発明館での展示を中心に活動が行われた<sup>24)</sup>。

- 一、特許品、新案品等の募集展示
- 二、発明考案に関する公報類の閲覧
- 三、発明考案に関する展覧会等の開設
- 四、発明考案に関する講演会、互談会の開設
- 五、発明考案に関する団体の援助

なお、大阪府立商品陳列所にはその創設以来、商工業に関する図書館が設けられ一般に公開されていたが、発明館の内部には発明や特許に関する書籍を集めた図書室が独立して設けられていた。工業に関する展覧会も多数開催されたが、大正期に限ってみると、発明考案など技術の改善に関する展覧会を多数開催している（表1）。

これらからわかるように、発明館では主として発明家の参考になるものを陳列し、「発明するまで」を支援することを目的としていたといえる<sup>25)</sup>。

表 1. 大正期に開催された工業系展覧会  
(於：大阪府立商品陳列所)

開催年	開催年展覧会名称主催	主催
T6	落成記念展覧会	大阪府
T8	優良品展覧会	大阪府立商品陳列所
	生活改造展覧会*	帝国発明協会大阪支部
	生活改造博覧会*	桜楓会
T10	優良品及其商標宣伝博覧会*	帝国発明協会大阪支部
T12	産業上の調査研究及び試験等に関する成績展覧会* (産業試験事業展覧会)	農商務省
	工業原料品展示会	大阪府立商品陳列所
	T13	第一回発明奨励展覧会*
T14	第二回発明奨励展覧会*	大阪発明協会
T15	第三回発明奨励展覧会*	大阪発明協会

注：「本所陳列諸会一覧表」（『最近十年の大阪商品陳列所』pp.44-51、大阪府立商品陳列所、1927）をもとに工業に関する展覧会を抜粋して作成。

\* は大阪府立商品陳列所が支援を行い開催されたことを示す。

これは、発明品・特許品を陳列しただけの農商務省の特許局陳列所<sup>26)</sup>とはその態度が大きく異なるものである。第2次大阪府立商品陳列所から窺えるのは、参考となる品に触れることを始点として、観覧者に新たな技術の創造を促そうとする教育的姿勢である。発明奨励の活動に対する農商務省の信頼もまた厚かった。大正12年に東京上野公園にて開催された第三回発明品博覧会（帝国発明協会主催）では、その出品の勧誘と合同出品会の組織が、遠く離れた大阪府立商品陳列所に博覧会を管轄する農商務省特許局から委嘱されている<sup>27)</sup>。

#### 4. 大阪府立商品陳列所と「興業意見」

これまで大阪府立商品陳列所の工業・発明奨励の活動を時代順にみてきたが、その背後には常に農商務省の存在が見え隠れする。農商務省は農工商を統括する機構として明治14年に設置された。農商務省は独自に商品陳列館を持つようになるが、時代を問わず大阪府立商品陳列所の設立や運営に多くの援助を行った<sup>28)</sup>。その姿勢からは大阪府立商品陳列所に懸ける熱意が感じられる。そこで本項では少し視点を変え、農商務省における大阪府立商品陳列所の位置付けを明らかにしたい。

農商務省は、明治17年にその殖産興業政策の実行方針を定めた「興業意見」<sup>29)</sup>をまとめている。それは農商務省が思い描いた近代日本創造の脚本であったといえよう。そこで謳われた数々の計画は、多少形を変えつつも多くが実行され、近代日本の殖産興業に多大な貢献を果たしている。「興業意見」には、地域の殖産興業に関する提言も示され、それらは陳列所とも大きく関わっていたといえる。ここではそのなかから、「工芸ノ改良ヲ助クル方法」として記されたいくつかの施設を取り上げる。「工芸ノ改良ヲ助クル方法」には16の項目が挙げられているが、その第一に掲げられたのが「勸工列品所ヲ建設スル事」である。勸工列品所はフランスに設けられたコンセルバトワル<sup>30)</sup>に範を求めたもので、陳列した機械を動かしてその仕組みや役割を解説する施設である。それに加えて、工業に精通した職員や専門教育を受けた学士によって講話会を催すなど、知識の伝搬に努め、「近代」という時代の新しい産業の在り方を市民にわかりやすく体感させることを目指したのである。この講話会は、夜間の開催や講演録としての出版も念頭に置かれており、学生やこどものためのものではなく、むしろ産業に従事する一般市民

に向けたものであったといえるだろう。

勸工列品所の設置に続いて挙げられているのが、「工事試験場ヲ建設スル事」である。工事試験場とは、化学試験及び機械試験によって製品や原料の効用やその製法を試験する施設で、所謂工業試験場である。注目すべきは、勸工列品所と関係付けられていた点である。工事試験場は勸工列品所に隣接して設置することが望ましく、そうすることで機械試験は勸工列品所に展示している機械を用いることができるとしている<sup>31)</sup>。

ここで振り返ってみると、「興業意見」におけるこれらの計画案は大阪府立商品陳列所において実現していることに気付く。初代の大阪府立商品陳列所には、「興業意見」の工事試験場ともいべき施設が「分析試験部」として一部実現しているし、勸工列品所はまさに第2次大阪府立商品陳列所における機械館であるといえよう。欧州の商業博物館に範をとりながら、大阪独自の機能としての分析試験部が設置されたことは、その建設委員会に3人もの職員を派遣した農商務省が提言した結果だと考えるのは不自然ではないだろう。農商務省はこの数年前に外務省らと協同した商品陳列所構想に頓挫していた<sup>32)</sup>。自らの計画を実現する場を求めていた農商務省にとって、大阪での陳列所計画は、まさに渡りに船だったといえる。

機械館の設置に30年以上昔の政策案がそのまま持ち出されたとは考えにくいだが、そのことはかえって勸工列品所の先見性を浮き彫りにする。勸工列品所計画がなされた明治初期においては、市井の人々が機械を繰り、新たな工業を起こすという地盤が未だ育っていなかったともいえる。30年の時代を経て、大阪の地において、市井の人々にも自由に発明ができる産業地盤が整ったのである。

大正14年、大阪市は市域拡大の結果日本最大の都市となり商工業共に全盛を極め、名実共に「大大阪」としてその栄華を誇った。その繁栄の影で、着実にそれを支えたのが大阪府立商品陳列所であった。農商務省は未遂に終わった自らの計画の幻影をそこに写していたといえる。大阪府立商品陳列所の独自の業務(表2)は、その表出だといえよう。

## 5. 技術革新における原点としての陳列所

大阪府立商品陳列所は、商品陳列所という名称に収まらないほど多岐にわたる活動を行った。それには工業試験に伴う技術開発や、発明考案を補助する

表2. 大阪府立商品陳列所及び関連施設の業務

		大阪府立商品陳列所*	第2次大阪府立商品陳列所**	プリュッセル商業博物館***	商品陳列所規定****
陳列	製品	○	○	○	○
	荷造法	○		○	
	機械		○		
図書	商業	○	○	○	○
	工業	○	○	○	
指導	貿易	○	○	○	○
	図案		○		
	工業	○			
試売		○	○		○
商業調査		○	○		○
工業試験		○			

注：各施設における業務を左列の項目に分類し、該当する業務があれば○を記した。詳細な業務内容はそれぞれ各典拠文献を参考にされたい。  
 典拠：\*『大阪府立商品陳列所報告』第1号(大阪府立商品陳列所,1890)、  
 \*\*『最近六ヶ年施設概要』(大阪府立商品陳列所,1913)、\*\*\*『工務局月報』第18号,pp7-17(農商務省,1884)、\*\*\*\*『道府県市立商品陳列所規定(農商務省例第4号)』(『官報』第2315号,1920)

様々な工業的・産業的活動も含まれている。それらの活動を通して陳列所が人々にもたらすのは情報と知識であり、陳列品及びその解説から、あるいは講話会や談話会における陳列所技師との何気ない会話のなかから教授されるものである。人造真珠のように、時には直接的に技術革新へと繋がることもあったが、その多くは人々を技術革新へと導く間接的な活動であったといえる。しかし、大学や企業に所属せず、間接的な補助すら受ける機会をほとんど持たない市井の人々にとって、専門資料や技術者と直に接することができる貴重な場所であっただろう。

また、社交場としての陳列所の存在意義も指摘できる。商業者、工業者の多く集まる大阪府立商品陳列所は、彼等に社交の場を提供した。講堂は同業者組合の会合や展示会に貸し出され、大阪府立商品陳列所内には多くの組合組織の事務所が置かれた。ただ場所を提供するだけではなく、いくつかの組合は大阪府立商品陳列所の提唱によって結成されたものである。工業製品は商人の手によらなければ社会に出ることはない。いくつかの優秀な特許品は商人の目に触れる機会がなかったために日の目をみないこともあっただろう。しかし、大阪府立商品陳列所は商業・工業を二本柱とし、双方をうまく結びつける場でもあった。度々開かれる展覧会は、まさにその役割を果たしたものだといえる。また大阪府立商品陳列所は新聞記者とも良好な関係を築き、そこで行われる商工業の出来事が随時紙面を飾っている<sup>33)</sup>。

本稿で言及した大阪府立商品陳列所の活動は、そのいくつかの側面を取り上げた過ぎない。しかし、大阪府立商品陳列所の多くの活動は府下の商工業者に必要な見識を広めることを目的としたものである。

商品見本や参考品、また工業発明奨励のための展示と、それを中心に展開される数多くの教育的活動から、大阪府立商品陳列所は近代日本における商工業ミュージアムとして間接的にだが近代日本の技術革新に大きく寄与していたといえるだろう。市民と公共施設が「微妙なる有機體」<sup>34</sup>として一体となり産業の革新に取り組む姿は、農商務省にとって陳列所の理想像であり、それを実現していた大阪府立商品陳列所は大阪にとってだけではなく、国にとっても重要な存在であった。大阪府立商品陳列所は、商工業に関する社会教育の場として、また経済活動を行う人々の社交の場として、官と民・民と民を繋ぎ、近代日本の技術革新を支えたのである。

大阪府立商品陳列所発行の雑誌に「水面に投げたる石」という一文が掲載されている<sup>35</sup>。

吾人の施設し企画する。恰も水面に投げたる石が、波紋を起すか如くあらねばならぬ。而かも吾人の投ずる石はその至て小なるものにもせよ、最初の石でなければならぬ。

陳列所の活動が、やがて大きな波となり社会を動かすことを認識し、それがたとえどんなに小さな活動であったとしても、波を起こすことが重要だということである。「最初」にこだわったのは、陳列所界を牽引する立場としての自負であろう。大阪府立商品陳列所は技術革新という大きな波を生むために、たとえ直接効果を上げるものではなくとも、社会に対して多種多様な石を投げ続けたのである。この一文は、陳列所が行った活動と、そこから派生する社会への効果の様相を端的に示しているといえよう。ミュージアムに代表されるように、社会教育施設の効果は間接的なものであるが故、その評価は難しい。これは現代においても変わっていない。これら数量化できない現象をいかに評価するかということは、技術史研究においてもひとつの課題だといえる。

## おわりに

日本各地に設置されていた陳列所だが、全ての陳列所が大阪と同質の活動を行っていたとは考えづらい。ただし、地方の陳列所においても農商務省などを通じて最新の参考品を借受け、また陳列用に地方間で関連製品の交換を行い地元産業の奨励に従事している。陳列所が多く地方都市において、一般市民が専門的な資料に触れ、専門家の指導を仰ぐことのできた数少ない公共の場であったのは確かである。社会教育施設が不十分であった近代の地方都市において、産業に合わせた施設毎の優劣こそあれ、社会

教育施設としての陳列所の活動は評価されるべきだろう<sup>36</sup>。そのようななか、本稿で示したように工業的側面も強く併せ持ち、商工業全般にわたり網羅的かつ高いレベルで活動を行ったのが大阪府立商品陳列所である。多くの陳列所がそれぞれに必要な機能を取捨選択していったのに対し、農商務省の後ろ盾もあり、大阪府立商品陳列所はそれらを総括するような存在であったといえるだろう<sup>37</sup>。

「陳列所」は現代には存在しない近代日本特有の存在である。したがって、現在の物差のみで評価すべきものではない。個々の事例をみていくと、工業試験場や見本市会場等の前身施設として位置付けられなくはないが、全体としての「陳列所」の意義は、現在の類似する施設の基準に一对一に当てはめて評価するのではなく、地方産業（観光産業を含めて）との連関を十分に考慮し、近代日本特有の社会教育施設群として多面的で慎重な位置付けを行う必要があることを指摘しておきたい。

## 注

1) ここでいうミュージアムとは、博物館法における「博物館」であり、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般講習の利用を供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」（博物館法 第2条①）を指す。今日、単に博物館という自然科学や歴史分野における展示施設をイメージされがちであるが、上記の通り美術館や動物園等も法規上は広義の「博物館」である。本稿ではその混乱を避けるため、広義の「博物館」をその英訳語「museum」に由来してミュージアムと記す。

2) “物産陳列所”は、物産陳列館、物産館、勸業博物館など、“商品陳列所”は、商品陳列館、商工奨励館などとも称される。「道府県市立商品陳列所規定（農商務省例第4号）」（『官報』第2315号、1920）が定められた直後は、それに倣って商品陳列所に改称する陳列所が急増したが、同規定において名称に関する厳密な決まりはない。

3) 物産陳列所及び商品陳列所を初めて取り上げたのは、椎名仙卓「所謂“物産陳列所”について」（日本博物館協会『博物館研究』vol.14.No.6,1979）である。椎名は物産陳列所を「産業を主体とした博物館」とし、商品陳列所を「商業促進のための研修所的な施設と評価した。また商品陳列所は海外にも多く設置されており、そのネットワークによる情報機関としての活動から「情報のインフラストラクチャー」の一部とも評価される（杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房、1996）。概して、物産陳列所と商品陳列所は同一の施設が機能や名称を変化させていったものであり、施設設備は共通している。その建築の変遷と特質について言及したものとして、拙稿「近代日本における『陳列所建築』について」（日本建築学会『建築学会（中国）大会学術講演梗概集』pp.209-210,2008）がある。なお、物産陳列所・商品陳列所はその名称からも想像されるように、所謂博物館とはその展示内容や方法、業務が異なる。それ故に展示と情報の研究を主体とした施設でありながら、ミュージアムとして分類され得るのかは議論の分かれる所である。特に商品陳列所のなかには物産の販売所や情報機関としての印象を強く受けるものもあり、陳列所が教

育施設であるミュージアムとして認められない原因となっている。

4) 本稿では、ミュージアムのなかでも特に商業及び工業に関する資料を主として扱うものを商工業ミュージアムと呼ぶ。企業ショールームなど、商業・工業に関する展示施設は数多く存在するが、ここでは「資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般講習の利用を供し」(注1参照、傍点引用者)ているか否かを判断の基準としている。注3で示したように、商品陳列所のなかには展示する製品の販売を中心に活動するものもあり、<商品陳列所=商工業ミュージアム>という図式は必ずしも成り立たない。

5) 当初農商務省が所管した博物館の他、文部省が所管した教育博物館が存在した。これは学校教育に関する資料を中心に扱い、主な利用者に教師を想定した専門博物館であった。

6) 椎名仙卓『日本博物館発達史』pp.49-56,雄山閣,1988.

7) 府立大阪商品陳列所『大阪府立商品陳列所十年紀要』p.16,府立大阪商品陳列所,1901.

8) 外務省からは1名、農商務省からは3名、通信省からも2名が建設委員として来阪し設立に向け尽力した。外務・農商務はかつて類似した施設の設置を計画していたこと、通信省は当時あまり普及していなかった電話機の実物見本の設置等が大阪府立商品陳列所より打診されたことによる協力であったと推測される。

9) 大阪府立商品陳列所創立三十周年記念協賛会『回顧三十年』p.5,大阪府立商品陳列所,1920.

10) 前掲『大阪府立商品陳列所十年紀要』p.1.

11) ブリュッセル商業博物館の目的は「我邦ノ工業者及商業者ニ外交貿易ニ係ル諸事ノ心得方ヲシラシメ且ツ外国ノ製造業者及需要者ニ対スル商業ノ取引ヲ容易ナラシム」ことであった。(農務省商工局「白耳義国商業博物館の規則」『工務局月報』第18号,pp.7-17,農商務省,1884)

12) 本稿で取り上げた以外に、大阪府立商品陳列所独自の機能として「広告室」を挙げることができる。

13) 宮本又次「五代友厚と朝陽館」『福山大学経済学論集』第3巻1-2号,福山大学,1979. 朝陽館は本邦初の近代式製藍所である。

14) 前掲『大阪府立商品陳列所十年紀要』pp.16-18.

15) 前掲『大阪府立商品陳列所十年紀要』p.5.

16) 日本人造真珠硝子細貨工業組合編『50年の軌跡』p.28, 日本人造真珠硝子細貨工業組合,1997. わが国の人造真珠の歴史は、光珠業者が平賀義美の元にフランス製模造真珠を持ち込み製法の研究を依頼したことに始まる。平賀は大阪府立商品陳列所長であると同時に府の工業顧問であった。この頃大阪府には工業試験場はなく、大阪府立商品陳列所にてこの研究が行われたと推測される。

17) 秋山廣太「平賀義美先生」pp.210-221,丁酉倶楽部,1934.商品陳列所長兼工業顧問として大阪府の商工業を支えた平賀義美を慕って結成された私団体である。会長は平賀であり、その事務所は大阪府立商品陳列所内に設置された。

18) 第2次大阪府立商品陳列所の設置に尽力したのは、知事大久保利武(前職は農商務省商務局長)であった。大久保は着任後すぐに陳列所の再建に取り組み、農商務省時代の人脈を利用して、農商務省から調査員を派遣させた。

19) 前掲『回顧三十年』p.28.大阪府立博物館は勸業を目的とした施設であったが、この頃になると余興場としての性格が強かった。陳列所の移転は、本来の意図とかけ離れてしまった博物館の運営を軌道修正する意図もあった。

20) 前掲『回顧三十年』p.28.

21) 図案部による工芸奨励や、広告館の設置にみられる広告技術の指導などが行われた。大阪府立商品陳列所の図案啓蒙活動に関しては、管谷富夫「大阪府立商品陳列所と図案啓蒙活動」(『大阪における近代商業デザインの調査研究』宮島久雄,2005)、田嶋奈都子「近代日本における広告の啓蒙普及機関としての商品陳列所」(『メディア史研究』第21号,ゆまに書房,2006)に詳しい。

22) 大阪府立商品陳列所から工業試験部が廃された原因として、

大正5年に大阪市によって設置された工業研究所、大正6年に農商務省によって設置された大阪工業試験所の存在に影響を受けたことが推測される。

23) 「常設発明館新設」『大阪毎日新聞』1919.4.26.

24) 大阪府立商品陳列所『最近六ヶ年の施設概要』p.12.大阪府立商品陳列所,1923.

25) 「府の商品陳列所内に発明館と商標館」『大阪新報』1919.2.1.大阪府立商品陳列所長 山口孝雄の談からも明らかである。

26) 農商務省には特許局陳列所があり、種々の特許品を陳列していた。しかしその内容は「殆んど陳列したというだけで専門家以外一般国民とは没交渉の状態」(「発明品を並べる陳列館新築」『報知新聞』,1922.6.15)であった。

27) 大阪府立商品陳列所『最近六ヶ年施設概要』p.9,大阪府立商品陳列所,1913.

28) 「商發第六五号」(大阪府公文書館所蔵)によると、農商務省は「関西地方ニ於ケル実業奨励」を期待し大阪府立商品陳列所に補助金を交付している。

29) 農商務省『興業意見書』上中下,『明治前期財政経済史資料集』第18-20巻,明治文献資料刊行会,1964.

30) その内容からフランスの国立工芸保存院(Conservatoire National des Arts et Métiers)のことだと推測される。

31) 前掲『興業意見書』下

32) 外務省が主導した「通商博物館」の設置計画には、農商務・文部の両省が協力の姿勢を示したが、結局まとまることなく立ち消えとなった。その後、外務省から民間に引継がれて進められ、渋沢栄一率いる貿易協会によって「商品陳列所」の設置が計画されるが、協会内部の分裂と資金難により実現にはいたらなかった。これらの陳列所構想に関しては、高嶋雅明「商品陳列所構想と大阪商品陳列所」(角山栄編『日本領事報告の研究』同文館出版,1986)に詳しい。

33) 大阪府立商品陳列所には記者クラブがあった。

34) 「大正十二年の新年号に題す」(『通称彙報』第71号題言),前掲『最近六ヶ年施設概要』付録 p.30. 商品陳列所の活動について、「自己中心の主張のみに根拠せずして、業界の意向を加味したる一部の『地方色』を帯ぶることを必要とする、所謂自他を化合したる『微妙なる有機體』たるに至りて初めて活動の基礎が出来上る」と説き、地域産業と共に発達する陳列所の姿を示した。

35) 「水面に投げたる石」(『通称彙報』第69号題言)前掲『最近六ヶ年施設概要』付録 p.29.

36) 「商品陳列機関」(『大阪毎日新聞』1917.12.11)大阪実業協会総会において当時の大阪府立商品陳列所長山口貴雄は、見るべき成績を上げている陳列所として、大阪、京都、新潟、石川、愛知、広島、福岡の陳列所を挙げている。なお、山口貴雄の前職は愛知商品陳列館長であり、陳列所をめぐって特定の人物の関連が示唆され、興味深い。愛知県商品陳列館は大阪より早い1911年に機械館を設置し機械類の動態展示を行っている一方で、工業試験等の活動は行っていない。また、京都商品陳列所には工業関連部門はなく工芸品の扱いが多いことに加え、展覧会に力を入れている。このように、陳列所の活動はそれぞれの施設により異なる。

37) 1927年に公立陳列所が連結して「商品陳列所連合会」が組織されたが、その事務所は大阪府立商品陳列所内に置かれた。大阪が他府県を牽引する立場にあったことが窺える。

#### 参考文献

大阪府立貿易館『八十年の歩み』大阪府立貿易館,1970.  
大阪府立商品陳列所創立三十周年記念協賛会『回顧三十年』大阪府立商品陳列所,1920.  
椎名仙卓『日本博物館発達史』雄山閣,1988.  
杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房,1996.

(2008年9月29日原稿受理,2008年11月15日採用決定)